

答申（消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について）

令和7年9月5日に大阪市長から消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準（昭和56年大阪市告示第553号。以下、「品質表示基準」という。）の一部改正について、諮問を受けた。

大阪市は、食品表示法などの法律の規定を補完し、消費者が自ら望む商品を適切に選択できるように、大阪市消費者保護条例（以下「条例」という。）第13条（商品等の表示）に基づいて、12品目について同条に規定する基準を品質表示基準に規定しており、市内で販売される商品を製造・販売する事業者に対して、商品にかかる使用上の注意などを表示するよう義務づけている。

一方、国は令和5年度に「食品表示基準の国際表示基準への整合化を推進する」との方針を打ち出し、食品表示基準にかかる個別品目ごとの表示ルールを合理的かつシンプルでわかりやすい横断的な基準で見直すことを基本に、有識者からなる懇談会等で順次検討が進められ、必要な改正を行っているところである。

こうした中、調理冷凍食品をはじめとする一部の品目にかかる個別表示ルールの廃止に伴う食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正が令和7年3月28日に公布され、調理冷凍食品に関する規定の施行は令和8年4月1日となったことにより、品質表示基準の別表に規定する調理冷凍食品について改正を検討することになったところである。

審議にあたっては、調理冷凍食品に関する規定の廃止施行日が令和8年4月1日であり、迅速な対応が必要なことから、大阪市消費者保護審議会規則第4条により、「商品表示の適正化部会」を新たに設置し、令和7年10月10日に同部会を開催して調査検討を行った。同部会での調査検討結果を令和7年12月10日に開催した第68回大阪市消費者保護審議会で審議し、下記のとおり答申として取りまとめたので、本答申を踏まえて改正等を進めていただきたい。

1 調理冷凍食品の取扱いについて

条例に基づく調理冷凍食品の品質表示基準については、国と同様に廃止する。

〔審議会での意見〕

- ・表示事項は煩雑であり、国が廃止とした理由として表示のわかりやすさやシンプルさ、国際的なスタンダードに合わせていくことは理解できる。
- ・全国展開されている商品について、同じ商品であってもその地域の基準に合わせる必要があることから、製造・販売事業者に特段のローカルルールの義務を課す必要性は感じられない。市内には多くの食品事業者がいる中では、国の基準に合わせたほうがよい。
- ・調理冷凍食品の表示ルールがすべて廃止されるものでなく、横断的ルールにより、

食品表示法に合わせるものであり、大阪市が特化して国とは違う独自ルールを定める理由もなく、廃止するとしても、ただちに消費者が不利益を被るとは考えられない。

2 調理冷凍食品を除く他の 11 品目の取扱いについて

今回は、商品の品質表示基準について、食品表示法の一部改正により、早期に対応が必要であった調理冷凍食品についてのみ検討してきたが、残る 11 品目の取扱いについては、今後の国の見直し状況や、同様に個別の品質表示基準を規定している他都市の動向を注視するとともに、大阪市として例年実施している市内の店舗等への基準対象となっている各商品の表示状況調査における遵守等の状況も鑑みながら、必要な検討を進めていただきたい。

[調理冷凍食品を除く他の 11 品目]

品目	表示事項
蒸しかまぼこ類及び焼き抜きかまぼこ類	1. でん粉含有率 2. 原材料配合割合
焼肉のたれ類	使用上の注意
鶏卵	卵重区分
生めん類	なま、ゆで、むし等の区別
つくだ煮及び煮豆	使用上の注意
緑茶	取扱上の注意
カレールウ	使用上の注意
インスタントコーヒー	使用上の注意
ふりかけ類	使用上の注意
カットフルーツ	加工年月日
ラップフィルム	1. 品名 2. 原材料名 3. 添加物名 4. 寸法 5. 耐熱温度 6. 耐冷温度 7. 使用上の注意 8. 事業者の氏名又は名称及び住所